

平成29年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月13日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
福祉課長	小堀 勝弘	健康課長補佐	河原 智恵美
地域医療・介護 センター事務長	二本松 正広	建設課長	谷口 壽
水道課長	岡本 隆司	産業課長	森下 精彦
観光交流課長	泉原 功	パレア文化課長	飛永 恭子
歴史文化課長	永江 寿夫	教育委員会 事務局長	木下 忠幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 7号 若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第 3 議案第 8 号 若狭町税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第 9 号 若狭町公民館条例及び若狭町使用料条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 10 号 若狭町視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について
- 日程第 6 議案第 11 号 若狭町働く婦人の家条例の廃止について
- 日程第 7 議案第 12 号 若狭町集合住宅条例の廃止について
- 日程第 8 議案第 13 号 若狭広域行政事務組合の設立について
- 日程第 9 議案第 14 号 平成 29 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 10 議案第 15 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 11 議案第 16 号 平成 29 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 17 号 平成 29 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 13 議案第 18 号 平成 29 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 19 号 平成 29 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 20 号 平成 29 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 21 号 平成 29 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 22 号 平成 29 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 23 号 平成 29 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 24 号 平成 29 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 20 議案第 25 号 平成 29 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 26 号 平成 29 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 27 号 平成 29 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 28 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 24 議案第 29 号 財産の処分について（集合住宅）
- 日程第 25 議案第 30 号 財産の処分について（館川区）
- 日程第 26 議案第 31 号 財産の処分について（向笠区）
- 日程第 27 議案第 32 号 財産の処分について（麻生野区）
- 日程第 28 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 29 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 3 0 発議第 1 号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書について
- 日程第 3 1 発議第 2 号 場外車券発売施設設置の許可申請につき申請者に町長の
同意書を提出するよう求める意見書について
- 日程第 3 2 議員の派遣について

(午前 11 時 10 分 開会)

○議長 (松本孝雄君)

ただいまの出席議員数は 15 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長 (松本孝雄君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、1 番、渡辺英朗君、2 番、島津秀樹君を指名します。

～日程第 2 議案第 7 号から日程第 27 議案第 32 号～

○議長 (松本孝雄君)

日程第 2、議案第 7 号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から日程第 27、議案第 32 号「財産の処分について (麻生野区)」までの 26 議案を一括議題とします。

この 26 議案については、去る 2 月 21 日、それぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、坂本豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長 (坂本 豊君)

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る 2 月 21 日、平成 29 年第 1 回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は 9 議案であります。

これらの議案審査のため、2 月 23 日、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 7 号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、介護時間と育児時間を同日に取得する場合の上限の 2 時間とあるが、臨時職員が

2時間を取得した場合、2時間分の給与がカットされるのか。

答、臨時職員にも適用される。ただ、賃金はその分カットされる。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第8号「若狭町税条例等の一部改正について」

質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第11号「若狭町働く婦人の家条例の廃止について」

審査の過程における主な質疑では、

問、民間に移行するということだが、今後の管理をしっかりと、修繕等の負担が町に及ぶことのないように明確にすること。

答、指定管理の施設と同様に管理はしっかりとしていく。

問、働く婦人の家は、国の決まりでつくっていると思う。今は各自治体にあってもなくてもいいものなのか。

答、近年、女性の地位の向上が進んでいる。社会状況等の変化もあり判断した。今は設置しなくてもいいことになっている。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第12号「若狭町集合住宅条例の廃止について」

審査の過程における主な質疑では、

問、自治会名が変更することを聞き驚いた。その経緯について説明するように。

答、町営から民間住宅に変更になるという意識づけということを考えられた。入居者と話し合われて、名称の変更をした。

問、今までは地域や公民館を通じた活動が一本化で行われていた。このような話は、公民館へも説明されているのか。

答、物件がなくなる、入居者がいなくなるというわけではない。地域の活動に大きな影響はないという判断で、公民館とは話し合いをしていなかった。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第13号「若狭広域行政事務組合の設立について」

審査の過程における主な質疑では、

問、ごみ処理等まで分かれてしまうことにより、1市3町で続いていってしまうと、

ごみ処理に関しても二重行政となり、二重行政の負担がさらに大きくなるのでは、嶺南一本化していかないと本当の合理化は進まないのでは。

答、基本的には、嶺南市町が広域連合を目指してスタートを切っている。広域連合が必要なのは全首長がわかっている。しかし、それぞれの議会やいろいろな事情があり、一緒にできなかった。

問、嶺南地域全体を連合として考えた場合、国からの支援が大きかったが、小浜市がごみ処理施設建設を急がないといけないが、補助金率を勘案すると、各自自治体の負担も大きくなる。連合を目指すということであるが、何年を目途にするのか。

答、平成30年を目標に提出したが、敦賀市の了解が得られなかった。敦賀市の環境が整わなかったということになる。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第29号「財産の処分について」（集合住宅）

審査の過程における主な質疑では、

問、両物件の底地は町有地か。

答、全て町有地である。

問、駐車場も町有地か。

答、あじさい団地の第2駐車場は民有地を借り上げしている。4月1日からは所有者に返還する。

問、町の考えは、将来を見越し、いろいろな開発の場所であって、それを民間に譲渡すれば乱開発されるおそれがあるためか。

答、そのとおりである。

問、集合団地分だけの10年間の収支報告をするように。そうすれば、若狭町として金額の面でこれだけの利益があったとわかると思う。

答、はい。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第30号「財産の処分について」（館川区）

審査の過程における主な質疑では、

問、地緑団体に譲渡する条件ということは、登記をすることが条件ということか。

答、必ず登記はしていただく。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をも

って原案可決すべきものと決しました。

議案第31号「財産の処分について」（向笠区）

質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第32号「財産の処分について」（麻生野区）

質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託された9議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

教育厚生常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○教育厚生常任委員会委員長（渡辺英朗君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月21日、平成29年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案第9号及び議案第10号の2議案であります。

議案審査のため、2月27日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第9号「若狭町公民館条例及び若狭町使用料条例の一部改正について」

審査過程における主な質疑では、

問、公民館の使用資格はどのようになっているのか。また町外の利用者に対する規定が設けられているのか。

答、営利目的ではなく、社会教育等で利用していただきたい。利用者の町内と町外の区別は設けていない。

問、町外の方が頻繁に公民館を利用されている姿を見受けるが、受付時のチェック及び使用状況の把握がしっかりできているのか。

答、電話での受付が多いが、申請書を提出する際に利用者の内訳を記入していただくことなどを検討したい。

問、平成26年度に若狭町施設使用料適正化検討委員会が設置され、検討がなされたと思うが、今回の条例改正に反映されているのか。

答、当時、さまざまな調査を行った結果、使用料は据え置きということになり、今回の使用料についても変更はない。

問、三方公民館が中央公民館の中に入る形となるが、受付などの権限は与えるのか。

答、受付については、教育委員会の所管であるが、受付業務は行っていただく。役場のシステムで空き状況も確認でき、今後も施設が使いやすくなるよう検討を重ねる。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「若狭町視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について」

審査過程における主な質疑では、

問、視聴覚ライブラリーとは具体的にどのようなものか。

答、プロジェクターやスクリーンなどの機材とビデオやDVDなどの教材がある。

問、視聴覚ライブラリーの廃止に伴い、住民に影響はないのか。

答、視聴覚ライブラリーは、学校教育や公民館で使用されるものであり、一般の方はあまり利用されない。インターネットの普及により県内でも廃止の傾向にある。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

予算決算常任委員会委員長、島津秀樹君。

○予算決算常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、予算決算常任委員会の平成29年度当初予算審査報告をいたします。

去る2月21日、平成29年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第14号「平成29年度若狭町一般会計予算」から議案第28号「平成29年度若狭町若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの計15議案であります。

これら15件の議案審査のため、3月2日及び3月6日の2日間、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その主な内容を御報告いたします。

まず、議案第14号「平成29年度若狭町一般会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を93億1,286万円とし、前年度との比較では、2億4,867万3,000円の減少で、率では2.6%の減少となっています。

予算内容で、歳入では、町税の総額は、17億5,408万4,000円で前年度に比べ1%の減少、地方交付税については、38億6,000万円で2.5%の減少、国庫支出金は、6億6,957万円で11.4%の増加、県支出金は、9億9,591万6,000

0円で0.6%の増加、繰入金は、2億5,222万1,000円で42%の減少、町債は7億3,340万円で4.4%の減少などとなっています。

次に、歳出の主なものは、総務費では、11億7,904万9,000円となり、前年度に比べ8.3%の減少。これは琵琶湖若狭湾快速鉄道積立の廃止などによるものです。

民生費では、23億5,916万円となり、保育所総務管理事業、保育所等整備交付金交付事業の減少などにより0.6%の減少となっています。

衛生費では、10億90万1,000円となり、小浜市可燃ごみ処理場負担金の減少などで20.5%の減少です。

農林水産業費では、9億238万1,000円となり、水田園芸促進補助事業や経営体育成支援事業の減少などにより6.7%の減少です。

商工費では、2億1,170万7,000円で観光まちなみ魅力アップ事業の減少などにより7.8%の減少です。

土木費では、7億6,017万円で3%の減少です。

消防費では、3億7,546万2,000円で2.3%の減少です。

教育費では、11億1,242万7,000円で上中中学校改修事業の実施などにより27.4%の増加です。

町の借金を返済する公債費では、12億8,851万9,000円となり、0.5%の増加となっています。

以上が一般会計予算の概要であります。

それでは、一般会計予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、基金の取り崩し内容と現状、そして、今後はどうか。

答、特別会計繰入金は、土地開発事業特別会計で住宅地の売却分を戻している。基金繰入金は、ふるさと応援基金3,800万円や、まごころ基金約500万円、高齢者福祉基金700万円があり、大きいものは合併地域振興基金1億8,000万円となっている。合併時に全ての基金で47億円あったが、現在は約26億円となっている。借入残高は、合併時は119億円であったが、28年度見込みで123億円となり、28年度に学校耐震事業で12億円の借り入れを行うので、29年度には公債費比率は15%台になる。

次に、政策推進課関連では、

問、地域おこし協力隊は、地方創生事業であるので、国からの補助金はないのか。

答、特別交付税で1人当たり最高400万円の措置があると聞いている。

問、若狭広域行政事務組合について、当初、事務局長をはじめ5人とあり、管理職2名を置いているが、こういう組織にしなければならないのか。

答、基本的に4市町から出向して業務にあたるが、そのような意見があったことは伝える。

問、地域おこし協力隊の方々の雇用形態はどうなっているのか。補助金の関係で3年で打ち切りか。

答、原則1年契約の臨時職員として雇用する。最大3年間で独立していただく。覚悟等もしっかり聞いている。

問、農業遺産認定の取り組みで、認定されるとどのような得があるのか。

答、後継者育成の取り組みや農産物のブランド力が増し、販売力の強化、交流人口の拡大につなげていきたい。

問、地域おこし協力隊は最長3年だが、次の募集はしているのか。

答、地域おこし協力隊は各部署で公募を行う。3年間で技術を学び定住していただくことをお願いをしている。応募多数であれば面接を行い決めていく。

次に、観光交流課関連では、

問、国内国外プロモーション活動支援事業で、香港へ営業に行くとのことだが、職員が行くのか。旅行会社等へのPRも必要ではないか。

答、観光協会や民宿経営者で実行委員会をつくり、職員以外で行き、海外現地の旅行会社や国内の旅行会社を含めて営業活動を行っている。

問、台湾や香港へ営業に行くだけでなく、インターネットでの情報発信にもっと力を入れるべきではないか。

答、そのとおりであり、ブログからの情報発信に努めている。施設関係も情報発信を行っているので、今後とも力を入れていく。

問、道の駅三方五湖のレイアウト変更はできないのか。

答、補助事業で建設しており、今すぐに変更することは難しい。

次に、環境安全課関連では、

問、葬儀での斎場までの社協の送迎バスに協力金を求められているが、把握しているか。

答、協力金をお願いしているということは聞いている。

問、若狭町で町外の方が火葬される場合の料金は幾らか。

答、町外の方は、町内の方の4倍で8万円。

次に、建設課関連では、

問、スマートインターの場所で盛土をしているが、地盤沈下を見越しての盛土か。

答、そのとおりで、約1メートルの沈下と見込んでいる。

次に、産業課関連では、

問、堆肥化施設の関連で、今年から全農家を対象に、もみ殻の持ち込みを受け付けるとのことだが、野外放置や燃やすことが多くなっているが、町としての対応を考えているのか。

答、もみ殻は生産者で責任をもって処理していただくのが原則であり、町では一気に対応できない。回収業者とつながせていただくので、対応いただきたい。

次に、教育委員会関連では、

問、学習支援専門員は1人当たり約200万円ということだが、他の市町とかけ持ちをしているのか。

答、そのような方はいない。

問、英語教育推進事業で、支援員の配置は何名か。

答、ALT以外に英語に堪能な日本人の方2名である。

次に、福祉課関連では、

問、子ども・若者サポートセンターの業務のどの部分をものづくり美学舎へ委託するのか。

答、自立支援プログラムを作成し、専門家の多い美学舎に就職につなげていくという部分を委託する。総合窓口機能は庁舎内に残す。

問、社会福祉協議会事業の中で、地域福祉活動推進人件費補助とはどこの部分か。

答、社会福祉協議会独自でされている事業について、人件費補助としてお願いしている部分である。

次に、パレア文化課関連では、

問、図書館費の減額分は、主に何の部分を減額したのか。

答、三方館に設置されていたエレベーターの保守管理委託料である。

問、パレア若狭の運営事業の人件費等で固定費が約1億円あるが、経費削減策を検討できないか。

答、役場全体で委託などを検討していかないといけない時期にある。来年度は議論していきたいので、よろしく願います。

次に、地域医療介護センター関連では、

問、公衆衛生費で、上中病院のときより増額しているが、経費は安くないのか。

答、病院から診療所へ移行すると、交付税自体の算定は徐々に減額される。今後、交

付税算定分での負担額算定となると、徐々に減額されるので、経営を考えていかなければならない。

以上、議案第1号「平成29年度若狭町一般会計予算」を審査の結果、討論はなく、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第15号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を20億4,127万5,000円とするもので、歳出の主なものは、保険給付費で12億9,211万7,000円、後期高齢者支援金等で1億9,114万9,000円、共同事業拠出金で4億1,058万1,000円が計上されています。

歳入では、国民健康保険税で3億3,669万6,000円、国庫支出金で3億7,346万2,000円、前期高齢者交付金で5億8,516万1,000円、共同事業交付金で4億28万8,000円、一般会計及び基金からの繰入金2億724万5,000円などで収支の均衡が図られています。

次に、議案第16号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億6,915万9,000円とするもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,637万5,000円及び保険料徴収に係る費用で、保険料1億2,004万6,000円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第17号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を9,470万7,000円とするもので、三方診療所分で9,240万3,000円、巡回診療所分で230万4,000円であります。

医業費などの歳出に対し、歳入で、診療収入や一般会計等の繰入金などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第18号「平成29年度若狭町介護保険特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を19億6,133万6,000円とするものであり、介護保険事業勘定に19億3,963万4,000円、介護保険サービス事業勘定に2,170万2,000円となっています。

次に、議案第19号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億4,523万6,000円とするものであり、歳出では、簡易水道施設管理費に5,521万4,000円などが計上されています。

歳入では、使用料1億3,350万6,000円、一般会計繰入金659万6,000円などを計上して収支の均衡が図られています。

次に、議案第20号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を185万円とするものであり、災害補償費に120万円を計上し、財源には賦課金などが充当されています。

次に、議案第21号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を4億949万5,000円とするものであり、歳出では、集落排水処理施設管理費に1億2,833万6,000円などが計上されています。

財源として、使用料1億2,773万1,000円及び一般会計繰入金2億4,592万3,000円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第22号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を3,856万5,000円とするものであり、歳出では、集落排水処理施設管理費に2,049万1,000円を計上されています。

歳入では、使用料2,015万1,000円及び一般会計繰入金1,807万2,000円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第23号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を5億6,363万4,000円とするものであり、歳出では、公共下水道処理施設管理費に1億3,112万7,000円などが計上されています。

財源として、使用料1億2,597万1,000円、一般会計繰入金3億7,082万1,000円及び基金繰入金5,780万円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第24号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を4,081万4,000円とするものであり、本会計は、町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に1,427万7,000円、公債費に2,633万7,000円などが計上されています。

財源として、使用料2,752万2,000円及び一般会計繰入金1,196万8,000円などを計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第25号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を9,684万8,000円とするものであり、歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で4,709万1,000円を計上し、歳入では、分譲地の売払収入として8,114万3,000円のほか繰越金を計上して、収支の均衡が図られています。

次に、議案第26号「平成29年度若狭町水道事業会計予算」ですが、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ1億6,028万円とし、資本的収入の予定額を4,6

81万3,000円、資本的支出の予定額を1億9,500万3,000円とするものがあります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものです。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で9,936万5,000円を計上しているほか、配水施設拡張費として県営河内川ダム建設費に係る負担金4,503万1,000円が計上されています。

財源には、国・県補助金3,463万5,000円及び一般会計出資金1,039万6,000円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

次に、議案第27号「平成29年度若狭町工業用水道事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を2,333万9,000円、収益的支出の予定額を3,791万9,000円とし、資本的収入及び資本的支出予定額をそれぞれ3,047万3,000円とするものです。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を安定供給するため、施設の維持管理に努める予算です。

財源には、給水収益をはじめ、県営河内川ダム建設に係る国、県からの補助金などを計上しています。

次に、議案第28号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」ですが、収益的収入の予定額を5億3,440万4,000円、収益的支出の予定額を5億8,839万1,000円、資本的収入の予定額を108万円、資本的支出の予定額を2,475万6,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取崩などで補填されています。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計関連では、

問、介護納付金とはどのようなものか。

答、国保、共済組合、協会健保などから被保険者の人数割で支払基金へ支払うもの。

問、当初予算で一般会計からの繰り入れが6,300万円あるが、昨年の決算では幾らであったか。

答、28年度の決算見込みで7,090万3,000円である。

次に、後期高齢者医療特別会計関連では、

問、特別徴収保険料が減額となり、普通徴収が増額となっているが、どういうことか。

答、保険料等が年金の2分の1を超えると特別徴収から外れる。介護保険料が改正され、それにより特別徴収から外れた方が増加したと思われる。28年度は3月補正で減額している。

次に、直営診療所特別会計関連では、

問、三方診療所は、人件費などの経費が歳入の約半分である。少し節約すれば黒字になるのではないか。

答、三方診療所は、入院がないため人件費が抑えられている。医師が1名なので、ある程度しか収入は見込めないが、収支バランスはとれると考えられる。

次に、介護保険特別会計関連では、

問、介護保険料について、町内で施設が増えると保険料が上がると思うが、新たな施設の予定はあるのか。

答、直接は該当しないが、有料老人ホームの話があり、訪問系の給付費が上がる。また、レイクヒルズ美方病院で介護保険施設に転換すると給付費に影響が出る。

問、地域支援事業費で、要支援1・2の方へのサービスがどう変わるのか。不安に思われている方がいる。

答、デイサービスと訪問ヘルパーが地域支援事業に変更になる。市町単位でサービスの内容を検討し、給付費の抑制を図ることが目的となるが、サービスを受けられなくなるわけではない。

問、対象者の方に詳細な説明をしなければならないと思うが。

答、包括支援センター職員とケアマネジャーで対応しているが、納得いただけるように努力をする。

問、隠れ認知症の方の把握はしているのか。

答、高齢者の方の情報は毎日入ってくる。心配な方がおられれば、御連絡いただくとありがたい。

次に、簡易水道事業特別会計関連では、

問、基金の積立額はどれぐらいか。

答、現在は約1億円ある。

問、メンテナンスはどう考えているのか。

答、管路の耐用年数40年に対して30年経過しているものが6割から7割ある。整備計画を見直しながら、順次修繕していく準備をしている。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計関連では、

問、農業者労働災害共済はJAにしてもらうことはできないのか。

答、JAで農業者労働災害共済をしているところもある。

問、業務のスリム化のため、変えられるように検討できないか。

答、検討していく。

次に、町営住宅等特別会計関連では、

問、公営住宅家賃負担金で、これは何件分の負担か。

答、天徳寺住宅の移転で仮住まいの家賃2世帯分である。

問、大鳥羽公営住宅建替の基本計画を作成していると思うが、29年度はどこに予算計上しているのか。

答、当初予算には計上していない。29年度で検討していく。

次に、土地開発事業特別会計関連では、

問、上瀬の分譲地は販売開始から3年経過するが、町の努力もわかるが、民間業者へ紹介を依頼することとしてはどうか。

答、ハウスメーカーに出向き営業努力もしている。高浜町もされているので検討していく。

次に、工業用水道事業会計関連では、

問、日本電気硝子と同程度の水量を使用する企業誘致は難しいと思う。設備を縮小することも検討してはどうか。

答、電気設備、ポンプ施設等について、今後、効率のよい活用の方法を含めて検討していく。

問、余力のポンプを利用して、工業用水を杉山の簡易水道に利用できないか。

答、杉山集落の配水池へ揚げるには距離があり、管路の分を負担していただかないとできないし、問題もある。

次に、国民健康保険上中診療所事業会計関連では、

問、医業収益の派遣医師報酬は、整形の医師の分か。週に何日分か。

答、長谷医師の分であり、小浜病院へ週1回の分。

問、委託料でのフィルtringシステム保守費用は毎年かかってくるのではないか。

答、フィルtring保守に関しては、100%補助がある。

以上、議案第15号から議案第28号までの特別会計予算及び企業会計予算14議案を審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（松本孝雄君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第7号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第7号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第7号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「若狭町税条例等の一部改正について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第8号「若狭町税条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第8号「若狭町税条例の一部改正について」は、委

員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「若狭町公民館条例及び若狭町使用料条例の一部改正について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第9号「若狭町公民館条例及び若狭町使用料条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第9号「若狭町公民館条例及び若狭町使用料条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「若狭町視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第10号「若狭町視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第10号「若狭町視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町働く婦人の家条例の廃止について」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第11号「若狭町働く婦人の家条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第11号「若狭町働く婦人の家条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町集合住宅条例の廃止について」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第12号「若狭町集合住宅条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第12号「若狭町集合住宅条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭広域行政事務組合の設立について」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第13号「若狭広域行政事務組合の設立について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第13号「若狭広域行政事務組合の設立について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「平成29年度若狭町一般会計予算」の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

ただいま議題になっております議案第14号につきまして、反対の討論をいたします。今回の一般会計につきましては、内容的に反対するものではありませんが、一部金額について不可思議な点があり、それに反対するものであります。

今回の一般会計には、公共的な企業への負担金、分担金のほか、各種団体への補助金等が計上されており、若狭町のそれらの金額が各企業、団体の予算に反映され、事業が運営されることになっております。ところが、小浜病院及びレイクヒルズ美方病院への負担金が両病院の予算よりも約6,600万円も少なく若狭町の予算書は計上されていることがわかりました。

通常、お互いの金額は同額であることが常識であり、今までは、それらの金額に差異があるとは思ってもよらず、チェックしておりませんでした。しかし、今回、このような差異があることがわかり、ほかの負担金、分担金等が正しいのか、疑問を持ったわけがあります。最終的には、決算で合わせれば、帳じりは合いますが、予算とはそんなものではないはずです。

また、6,600万円については、当然、病院側では必要なため、補正予算で埋めることとなりますが、当初予算で計上しておけば、この6,600万円分をほかの事業で削減することになり、それだけ不要不急のものを削減して、予算のスリム化が図れることとなります。すなわち、6,600万円は過剰な事業となります。身の丈財政をもっと目指すべきではないでしょうか。

もう一つの問題は、実は、私は、病院議会の議員も兼ねており、若狭町で可決した病院への負担金が病院の予算と異なるため、病院議会では反対せざるを得ません。若狭町の不手際で、病院はもちろん、ほかの3市町に迷惑をかけることとなります。

このような反対理由を述べることにしておりますけれども、大変な迷惑がかかることを理解し、予算書を作成されたのでしょうか。それとも何も考えずに自分の都合だけでつくられたとしか理解はできません。今後は二度とこのようなことがないよう、十分検討して予算書を作成されることを強く申し述べ、反対理由といたします。

○議長（松本孝雄君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

次に、7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

私は、本案に関して、小林議員とまた違った別の角度から反対の討論を行います。

私は、昨年度までも当初予算に反対をしてきました。反対理由のうち、若狭町英霊奉賛会に対する町からの委託金の出金、琵琶湖若狭湾快速鉄道建設積立金の出金、これらについては改善されました。しかし、もう一つの反対理由、佐久間艇長遺徳顕彰式典に対する町からの出金は改善されていません。これが本予算案に反対する理由です。

いかに偉大な人物であろうと、行政が特定の個人を恒常的に顕彰し続けるというようなことは、明らかに内心の自由の侵害行為であり、憲法違反であります。この式典については、民間団体で佐久間艇長遺徳顕彰会の主催のもとで、しっかりと開催されるようになることを願って、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第14号「平成29年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松本孝雄君）

起立多数です。したがって、議案第14号「平成29年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第15号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第15号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第16号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第16号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

（午後 0時09分 休憩）

（午後 0時10分 再開）

○議長（松本孝雄君）

再開いたします。

次に、議案第17号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第17号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第17号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「平成29年度若狭町介護保険特別会計予算」の討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第18号「平成29年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第18号「平成29年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第19号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第19号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第20号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第20号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第21号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 2 1 号「平成 2 9 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 2 号「平成 2 9 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 2 2 号「平成 2 9 年度漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 2 2 号「平成 2 9 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号「平成 2 9 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 2 3 号「平成 2 9 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第 2 3 号「平成 2 9 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号「平成 2 9 年度若狭町営住宅等特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第24号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第24号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第25号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第25号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成29年度若狭町水道事業会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第26号「平成29年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第26号「平成29年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成29年度若狭町工業用水道事業会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第27号「平成29年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第27号「平成29年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第28号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第28号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「財産の処分について（集合住宅）」の討論を行います。

討論の申し出がありますので、許します。14番、小堀信昭君。

○14番（小堀信昭君）

私は、議案第29号「財産の処分について（集合住宅）」について、反対討論をいたします。

反対理由として、私は、過去に、この物件譲渡、修繕費の出し方について、2回、一般質問等を通して、最初の説明資料と譲渡条件が著しく違うとの見解から質問してまいりました。

今回、新しく示された収支報告書でも、更地にするための年500万円の積立金が修理代に回っており、理解できません。管理委託料としても、収支報告書の中で、10年間で2億円以上の支払いが計上されております。何のために国有財産を町が払い受けたのか、その目的が半額で買うために町が使われただけのように思えるのです。私は、そういったことで反対する次第であります。

以上、この案件に対して、再度、同僚議員の皆様方、また二元代表制の皆様方の境地と常識に訴えて、私の反対討論といたします。

○議長（松本孝雄君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第29号「財産の処分について（集合住宅）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松本孝雄君）

起立多数です。したがって、議案第29号「財産の処分について（集合住宅）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「財産の処分について（館川区）」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第30号「財産の処分について(館川区)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第30号「財産の処分について(館川区)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「財産の処分について(向笠区)」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第31号「財産の処分について(向笠区)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、議案第31号「財産の処分について(向笠区)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「財産の処分について(麻生野区)」の討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第32号「財産の処分について(麻生野区)」は、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、議案第32号「財産の処分について（麻生野区）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第28 諮問第1号・日程第29 諮問第2号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第28、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第29、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた6名の人権擁護委員の方が活動されております。このうち、河村平右衛門氏と左近初恵氏の2名の方が平成29年6月30日をもって任期が満了となります。

そこで、諮問第1号におきまして、山田政孝氏を、また、諮問第2号におきまして、橋本須美子氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 0時27分 休憩）

（午後 0時29分 再開）

○議長（松本孝雄君）

再開いたします。

諮問第1号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第30 発議第1号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第30、発議第1号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。2番、島津秀樹君。

○2番（島津秀樹君）

それでは、趣旨説明を申し上げます。

発議第1号の「参議院選挙における合区の解消に関する意見書について」の提案の趣旨説明を申し上げます。

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきました。

昨年7月10日に実施された参議院選挙では、憲政史上初の合区による選挙が行われました。その結果、合区された選挙区では、投票率が過去最低を記録し、自県を代表する議員が出せないなどの合区を起因とした弊害が顕在化し、合区解消を求める声が大きなものとなっています。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも広く国民に定着をしているものであります。

選挙制度において、一票の格差の是正は重要な課題ではありますが、このことを理由として、単純に人口のみにより区割りを定める合区は、まさに地方の切り捨てであり、地方創生に逆行するものと言わざるを得ません。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、参議院の選挙制度は、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される仕組みとすべきものであると考えます。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置として行われたものではありますが、この措置は、今後、全国に広がっていく可能性もあると思われまます。

ついでには、公職選挙法の附則に抜本的な見直しが規定されていることから、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能となる選挙制度を構築されることを強く望むものであります。

どうか、趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（松本孝雄君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第1号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松本孝雄君）

起立全員です。したがって、発議第1号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第31 発議第2号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第31、発議第2号「場外車券発売施設設置の許可申請につき申請者に町長の同意書を提出するよう求める意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

発議第2号「場外車券発売施設設置の許可申請につき申請者に町長の同意書を提出するよう求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

本町三宅地係に場外車券発売施設の設置が計画され、現在、ケイズサイン株式会社並びに株式会社グローバルシステムによって、周辺集落に対する説明会が実施されている中、住民の間に慎重な対応を求める声も挙がっています。

ところで、経済産業省は、平成25年4月1日付で、「場外車券発売施設の設置に関する指導要領について」という通達を出しており、認可者である経済産業局長に対して、「場外車券発売施設の設置の許可申請に当たっては、必要に応じ、当該場外車券発売施設の設置場所の所在する町内会等又は地方自治体の長の同意を得る等の地域社会との調整を十分行ったことを証する書面を提出するよう求めること」と指示しています。これは、町内会長の同意書があれば、あえて自治体の長の同意書を提出する必要がないというものです。

しかし、本件場外車券発売施設敷地の周辺から1,000メートル以内の地域には、文教施設として、上中中学校、わかば保育園、上中体育館、かみなか農村運動公園、若狭町歴史文化館、若狭町上中公民館、若狭町三宅公民館。医療施設として、上中診療所。複合文化福祉施設としてパレア若狭があり、パレア若狭周辺は、本町の「福祉・文化サービス拠点」と位置づけられています。

これらの施設の設置者は町長であり、多くの町民がこれらの施設を利用しています。

以上の理由により、本件に限っては、地元同意の要件として、町長の同意が必要であると考えます。

本意見書は、近畿経済産業局長に、地元区長の同意書のみならず若狭町長の同意書も提出するよう、申請者に指導していただくことを要請するものであります。

どうか、趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。ありがとうございました。

○議長（松本孝雄君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

質疑なしと認め、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第2号「場外車券発売施設設置の許可申請につき申請者に町長の同意書を提出するよう求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(松本孝雄君)

起立全員です。したがって、発議第2号「場外車券発売施設設置の許可申請につき申請者に町長の同意書を提出するよう求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第32 議員の派遣について～

○議長(松本孝雄君)

次に、日程第32、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものとしたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成29年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、2月21日に開会以来、本日まで21日間にわたり、提案されました若狭町の平成28年度一般会計をはじめとする各会計の補正予算並びに平成29年度の各会計予算、条例の一部改正など、重要議案について終始熱心に審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

若狭町のさらなる発展を期するためには、今定例会において可決されました諸議案の執行に当たりまして、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを願うものであります。

さて、今期議会は、若狭町が誕生して第3期の議会でありましたが、議員各位には町民の代表としての重責を全うされ、本町の発展と住民福祉の向上に真剣な御努力を賜りましたことに深甚なる敬意を表する次第であります。

また、町長はじめ理事者の皆様には常に真摯な態度でもって議会活動に御協力いただきましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

来る4月30日には任期満了いたします。この4年間、終始変わらぬ温かい御指導と御協力を賜りました町民の皆様にご心より厚くお礼申し上げます、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月21日の開会以来、本日まで21日間にわたり、平成28年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算、条例や行政事務組合設立関係、また平成29年度若狭町一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算、その他、財産の処分関係など、数多くの重要案件について御審議をいただきました。

その間、議員の皆様には、提案させていただきました議案に対して、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、私も、来る4月30日をもちまして任期が満了をいたします。

町政をお預かりをさせていただきまして、この4年間、国では、「まち・ひと・しごと」の総合戦略が提案され、少子高齢化、人口減少対策に対し、全国の市町村、都道府県が将来に向けて持続可能な地方自治体を構築するため、知恵を出し合い、将来の目標を示すべく、それぞれの総合戦略を策定をいたしました。

若狭町におきましても、人口の自然減少をとめることは難しい局面であり、緩やかな人口減少に向けた政策を実施してまいりました。

上瀬住宅及び若狭瓜割エコ住宅用地の一日も早い完売に向けた取り組み、また空き家対策など、現在も定住人口の増加に向けて取り組んでおります。

次の若狭町の生き残りに向けた取り組みは、交流人口の拡大策であると私は考えております。

舞鶴若狭自動車道も供用開始してから2年、町内では、現在、若狭三方インターチェンジ、若狭上中インターチェンジの2カ所のインターチェンジがあり、平成30年には、三方五湖パーキングエリアからのスマートインターチェンジが供用開始されるなど、インフラ整備も順次進められております。

また、平成30年には、福井しあわせ元気国体が開催され、若狭町の魅力を全国に発信できる、よい機会でもあると受けとめております。

加えて、北陸新幹線は、6年先には敦賀まで延伸するべく工事が順調に進められております。この嶺南地域は、将来にわたって大きくさま変わりし、多くの皆様の受け入れ先として、若狭町は希望の持てる町であると思っております。

交流人口の拡大は、ここに住む人が基本であり、明るく元気で笑顔いっぱいのまちづくりが必要不可欠であると考えております。

若狭町は、多くの観光資源が点在し、日本全国に誇れる食材が安全・安心して供給できる町でもあります。このようなすばらしい魅力を地域力で発信する必要性を痛感をいたしております。

私は、この4年間、町民の皆様や議員の皆様方の御理解と御支援をいただきながら、住民の皆様と行政との協働のまちづくりを進めさせていただきました。

今日まで事業を進めさせていただくことができましたのも、町民の皆様や議員の皆様方の終始変わらぬ温かい御指導と御協力のたまものと心から厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今回の任期を最後に、御引退をされる議員の皆様には、これまでそれぞれの立場でおつき合いをさせていただきました、この御縁を、生涯忘れることなく、末永いおつき合いをお願いを申し上げたいと思います。

結びになりましたが、今後の若狭町のさらなる発展と皆様方の御健勝と御多幸を心からお祈りを申し上げまして、閉会のお礼の御挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

(午後 0時50分 閉会)